

学校でできる感染対策ガイドライン

飛沫感染および接触感染をふせぐためには、いつも2つの視点で考えましょう。

- ①自分が感染しない ②他の人に感染させない

「これだけやれば大丈夫!」という基準はありません。一人一人が感染リスクを最小限に抑える行動をとりましょう。

体調不良者は学校に来ないこと

登校予定者は、毎朝検温し、体調を確認してください。体調不良の場合は、決して登校しないでください。新型コロナ感染症関連で下記に該当する場合には、保健室へ報告してください。

- 症状がある場合〈以下『症状がある場合』参照〉
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と診断された場合
- 新型コロナウイルス陽性者と適切な感染防護なしに接触した場合
- 外務省の感染症危険レベル3以上の地域から帰国・入国した場合、外務省の感染症危険レベル3以上の地域に滞在したことがある方と適切な感染防護なしに接触した場合〈大学HP〉(海外関連) <http://www.siu.ac.jp/topics/44678.html#i-8>



登校するときには

- マスクを着用し、人との接触を極力避けましょう。
- 不特定多数が接するところ（もの）に触れた場合には、必ず手洗いをしましょう。また、普段から顔や目を手で触らないことが大切です。

食事をするときには

複数の人との食事は避け、できるだけ個別に距離をとって飲食をしてください。食事中は近距離での会話は避けましょう。また、不特定多数との会食の機会はなるべく避け、やむを得ず必要な場合は以下を注意しましょう。

《会食時注意点》：①外出前の体調、体温チェック（体調悪い場合は自粛） ②入店時手洗い、消毒の励行 ③料理のとりわけ（大皿直箸×） ④斜め向かい、横並び着席（対面×） ⑤大声での会話を控える ⑥お酌、飲みまわしの自粛

3密（密閉・密集・密接）と物の共有に注意しましょう

①換気と教室等の入室者数の制限をします

密閉空間にならないよう換気をするため、体温調節に必要な衣類を準備してください。人と人との間隔はおよそ1メートル空けます。

②清掃・消毒

不特定多数で触れる場所を、こまめに清掃・消毒をしましょう。

机、椅子、棚、タッチパネル、照明やエアコンのスイッチ、ドアノブや取っ手、スクリーンカーテンの紐、給湯設備やポット、キーボード、マウス、蛇口、実験道具、事務用品・文房具、コピー機、階段やトイレの手すり等

○消毒用スプレー(次亜塩素酸水)を準備します。机等は各自で消毒し使用しましょう。

症状がある場合

①発熱等の風邪症状がある場合(保健室へ連絡してください)

- 比較的軽い風邪症状がある場合(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)
⇒登校は控え「[帰国者・接触者相談センター](#)」(以下、「センター」という)に相談すること(症状が4日以上続く場合は、すぐにセンターへ相談すること)
- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある時
⇒すぐにセンターへ連絡し、その指示に従うこと
- センターから医療機関を紹介された場合
⇒マスク着用、手洗い、咳エチケットの徹底の上、必ず指定された医療機関を受診すること
- 以下のような方は重症化しやすいため、比較的軽い風邪症状の時点で、すぐに[センター](#)へ連絡し、その指示に従ってください。

高齢者・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方
透析を受けている・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている・妊娠中



②自宅療養中の注意

次のような症状がみられた場合、速やかに医療機関を受診してください。

- 呼吸が苦しくなった時 ⇒ 呼吸数が1分間に20回を超える状態が続く、唇が紫色になる等
- 意識状態がもうろうとしてきた時 ⇒ 呼びかけに応えないなど
- 血圧低下、ショック症状等 ⇒ 顔色が蒼白になったり、手足の指先が冷たくなった時
- 食事が食べられない、水分が摂れなくなった時

濃厚接触者の場合

①学内関係者が罹患した場合

学内関係者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、その濃厚接触者となる場合には、罹患した者の同意の上、濃厚接触者を罹患した者と接触した日から14日間の自宅待機とします。

②その他の濃厚接触者の場合

家族等の罹患から自身が濃厚接触者となる場合、[保健室](#)へ報告すること。事情を確認の上、上記①と同様14日間の自宅待機とします。

③自宅待機中の注意事項

- 上記①・②の場合、待機期間中、毎日朝・夜に検温等健康状態を観察します(健康観察カード)。発熱や急性呼吸器症状が出た場合には、前述「症状がある場合」を参考にしてください。
- 自宅待機中に授業欠席した場合は、出席停止(公認欠席:保健室に相談)とします。

〈濃厚接触者〉とは、(1)新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者 (2)適切な感染防護無しに看護・介護をした者 (3)罹患が疑われる者の体液などに直接接触した可能性が高い者 (4)手で触れる距離(目安1m)で、罹患者と15分以上の接触があった者をいう。

- 〈新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について〉

<http://www.siu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/dc44a9ba5cbc7df5df6d487c5a93437f.pdf>



■保健室 連絡先

- ①Tel(011)881-8844(平日9~17時)
- ②Mail hoken@ad.siu.ac.jp
- ③Forms



■健康観察カード

